

2019年度豊島区バドミントン協会会員登録について

豊島区バドミントン協会規約第6条に基づき、2019年度豊島区バドミントン協会会員登録を下記のとおり受付致します。

※登録は、個人または、6名以上で構成する団体で登録することができます。

1. 登録基準 次のいずれかに該当する人は、登録する事ができます。
- ① 豊島区に在住している者
 - ② 豊島区に在勤、在学している者
 - ③ ①、②以外で、当協会以外から上部団体等に登録をしていない者（但し、18才未満の学生は除く）
 - ④ 40才以上で①、②、③以外の者（但し、個人戦のみ参加できます。）
- ※①②は中学生以上とする
2. 登録方法 ①「豊島区バドミントン協会会員登録申込書」に必要事項を記入の上、下記日時に登録料を添えて登録する。

2月22日(金)	18:30~20:30	豊島体育館	1階ロビー
2月23日(土)	15:00~17:00	巣鴨体育館	1階ロビー

- ②インターネットから登録する。

- 1、豊島区バドミントン協会のホームページより専用ファイルをコピーする。

<http://www.toshima-badminton.jp>

- 2、ファイルに必要事項を入力し、

豊島区バドミントン協会に2月23日(土)までに送信してください。

mail@toshima-badminton.jp

- 3、登録料は下記口座にクラブ名にて2月23日(土)までにお振込みください。

振込先: ゆうちょ銀行【店名】〇〇八【店番】008【貯金項目】普通貯金

【口座番号】9461208【加入者名】豊島区バドミントン協会

*振込み料金(手数料)は各クラブ又は個人でご負担ください。

※ 注意

- ① 豊島区で行われる5/31までの試合に参加されたい方は2/23までに登録が必要です。

2019年4月には、クラブ対抗団体戦(女子)、春季区民大会を予定しております。

- ② 東京都及び日本バドミントン協会主催の試合に参加されたい方は

東京都又は東京都+日本の登録料を添えて2/23までにご登録下さい。

3. 追加登録

追加登録は4月から1月までの月末締めといたします。

登録月の翌々月からの試合に参加できます。

4月末までの追加登録 → 6/1以降の試合に参加できます。

5月末までの追加登録 → 7/1以降の試合に参加できます。

6月末までの追加登録 → 8/1以降の試合に参加できます。

7月末までの追加登録 → 9/1以降の試合に参加できます。

8月末までの追加登録 → 10/1以降の試合に参加できます。

9月末までの追加登録 → 11/1以降の試合に参加できます。

10月末までの追加登録 → 12/1以降の試合に参加できます。

11月末までの追加登録 → 1/1以降の試合に参加できます。

12月末までの追加登録 → 2/1以降の試合に参加できます。

1月末までの追加登録 → 3/1以降の試合に参加できます。

①普通郵便で登録する。

所定の用紙に必要事項を記入の上、振込金受領書のコピーを添えて登録する。

振込先: ゆうちょ銀行【店名】〇〇八【店番】008【貯金項目】普通貯金

【口座番号】9461208【加入者名】豊島区バドミントン協会

* 振込み料金(手数料)は各クラブ又は個人でご負担ください。

申込先: 〒170-0005豊島区南大塚2-42-3サニーヒルズ南大塚1105

豊島区バドミントン協会 追加登録宛

※上記4月から1月までの月末必着といたします。

②インターネットから登録

1、豊島区バドミントン協会のホームページより専用ファイルをコピーする。

<http://www.toshima-badminton.jp>

2、ファイルに必要事項を入力し、振り込み日と振込金額をメールに明記し、
豊島区バドミントン協会に送信してください。

mail@toshima-badminton.jp

3、登録料は下記口座にクラブ名にてお振込みください。

振込先: ゆうちょ銀行【店名】〇〇八【店番】008【貯金項目】普通貯金

【口座番号】9461208【加入者名】豊島区バドミントン協会

* 振込み料金(手数料)は各クラブ又は個人でご負担ください。

4. 登録料

豊島区バドミントン協会 1000円

東京都バドミントン協会 800円

(公財)日本バドミントン協会 1000円

5. 注意事項

- ① 記入漏れ等の不備がある場合は受付出来ませんのでご注意ください。
- ② クラブ登録は、登録基準を満たした6名以上で構成する団体で、主として豊島区内で活動している団体とします。
6名未満ではクラブ登録は出来ません。個人でご登録下さい。
また、中学生のみの団体では、クラブ登録は出来ません。
- ③ 登録は1人1クラブのみです。
登録年度内のクラブの移籍は認めません。
クラブに加入していない個人登録者は、
年度途中でも、希望のクラブに移籍する事が出来ます。
- ④ (公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者の人は、
級を必ず記入して下さい。
- ⑤ 指導員資格をお持ちの人は、等級を記載して下さい。
- ⑥ 東京都バドミントン協会主催の東京都支部対抗戦、東京都ダブルス大会、
シングルス大会等に参加を予定している人は、豊島区と東京都の両方に
登録が必要です。 * 試合申し込みの際に登録番号が必要です。
- ⑦ (公財)日本バドミントン協会が主催の関東シニア大会、全日本社会人大会等に
参加を予定している人、及び(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者
の人は豊島区と東京都と(公財)日本のすべてに登録が必要です。
* 試合申し込みの際に登録番号が必要です。
※追加登録にて東京都および(公財)日本に登録を希望される方は、
登録料の他に手数料(振込み手数料等)をご負担いただく場合もあります。
東京都および(公財)日本に登録を希望される方は、2月17日までに
ご登録いただきますようお願いいたします。
- ⑧ 平成31年度に日本バドミントン協会に登録された方で、平成30年度は
日本バドミントン協会に登録されない方は、会員証を必ずご返却ください。
返却先: 〒170-0005豊島区南大塚2-42-3サニーヒルズ南大塚1105
豊島区バドミントン協会 総務部宛
- ⑨ 不正登録が発覚した場合には、原則的に個人の登録を抹消すると共に
クラブに対しペナルティを科します。
尚、登録料はお返しいたしません。

6. 協会理事

協会理事は2018年度・2019年度の2年任期でお願い致しております。

7. 個人情報の取り扱いについて

豊島区バドミントン協会会員登録に関する個人情報については
大会の運営にのみ使用いたします。

8. 問い合わせ先

豊島区バドミントン協会 会長 千葉 健夫
〒170-0005 豊島区南大塚2-42-3 サニーヒルズ南大塚1105
千葉事務所内 TEL 5395-7227

* 協会登録者と協会未登録者とでは、大会参加費に差が生じる場合や
協会登録者のみ参加できる大会もあります。